

水戸市危険ブロック塀等撤去補助事業 申請の手引き



令和6年4月

水戸市都市計画部建築指導課

はじめに

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震においてブロック塀が倒壊し、通行者が亡くなられる被害が発生しました。これを受け、本市においては、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面する危険ブロック塀等（組積造又は補強コンクリートブロック造）の撤去工事費用の一部を補助します。

令和6年4月

水戸市都市計画部建築指導課

課長 井原孝志

目次

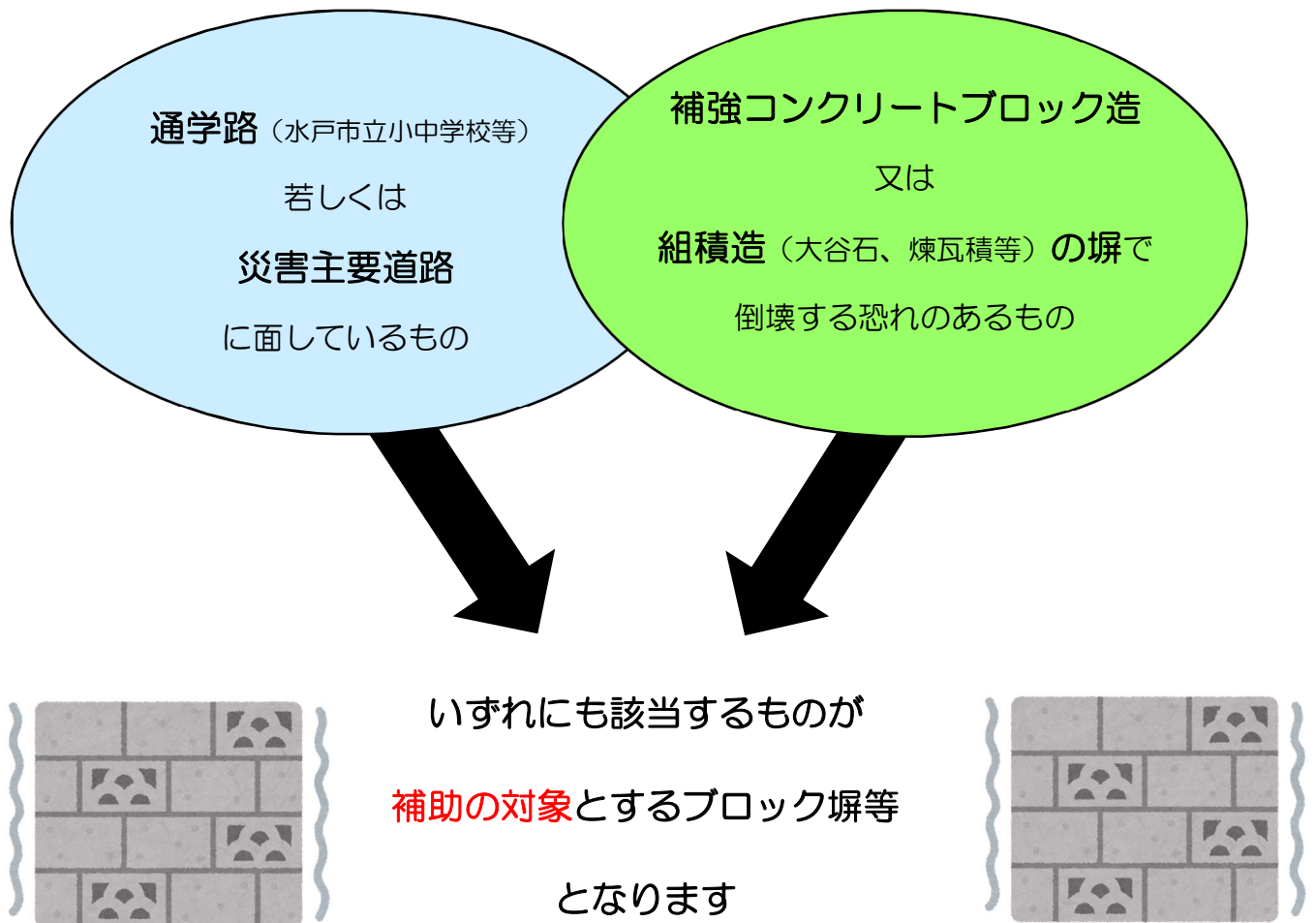
- 1 補助事業の概要
 - 1) 申請における注意事項
 - 2) 補助の対象とするブロック塀等（危険ブロック塀等）
 - 3) 補助金の交付の対象となる事業（補助事業）
 - 4) 補助の対象者
 - 5) 補助金の交付額
- 2 申請の流れ
- 3 申請書等の添付書類について
 - 1) 事前相談依頼書
 - 2) 交付申請書
 - 3) 変更等承認申請書
 - 4) 実績報告書
 - 5) 請求書
- 4 相談・申請書類チェックリスト
- 5 申請書等記入例
- 6 添付書類参考例

1 補助事業の概要

1) 申請における注意事項

1. 補助金を受けるにあたっては、建築指導課と事前相談が必要となります。
2. 撤去・改修等済みのブロック塀等への補助金交付は出来かねます。ご了承ください。
3. 補助事業に係る施工業者（水戸市内に本店、支店若しくは営業所を有する建設業者、解体工事業者）との契約の締結は、水戸市から補助金の**交付決定通知書を受けてから**としてください。
4. 事前相談及び申請受付後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
5. 国や市の予算等の状況によっては、予定期間より事業期間が短くなる可能性もあるため、お早めにご相談ください。

2) 補助の対象とするブロック塀等（危険ブロック塀等）



3) 補助金の交付の対象となる事業（補助事業）

次のア～オの要件を全て満たし、

- ア 水戸市の区域内に存すること
- イ 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること
- ウ 販売を目的とする土地に存するものでないこと。
- エ 建築基準法第9条1項又は7項の規定による命令の対象となっていないこと
- オ 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。

水戸市に本店、支店若しくは営業所を有する**建設業者**(※1)、**解体工事業者**(※2)が
施工する**危険ブロック塀等を撤去**（全部若しくは一部）する工事が**対象**となります。

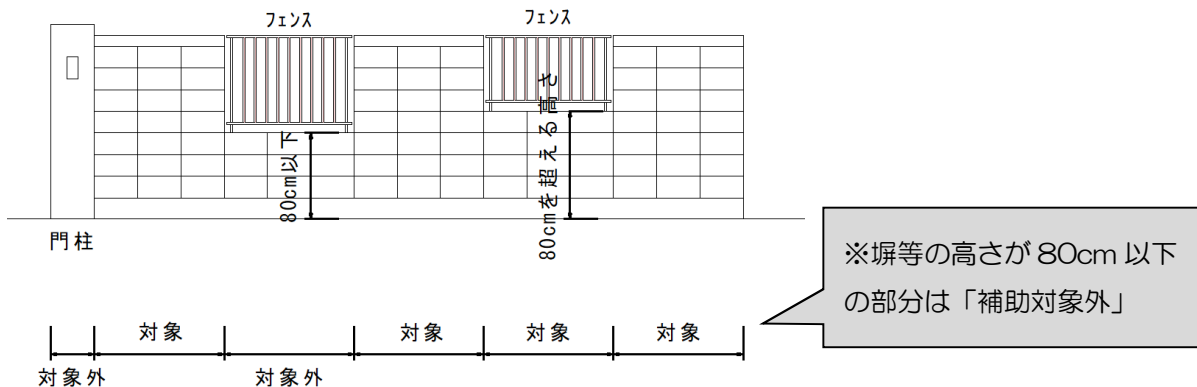
※1 建設業の許可を有している業者

※2 解体工事業の登録をしている業者

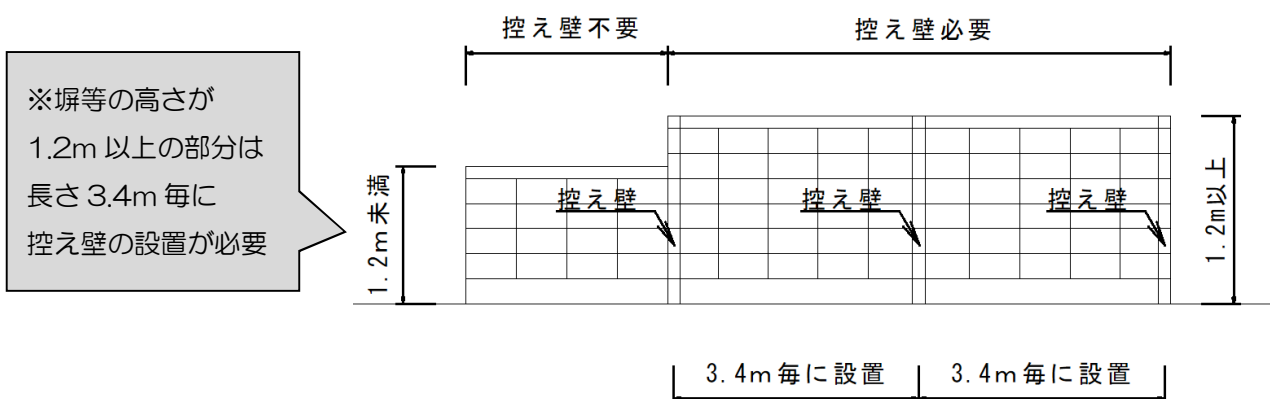
※撤去せずに残る既存ブロック塀等について

申請時に残置する既存ブロック塀等が「倒壊の危険性がないもの」であることの確認が必要となりますので、計画をご提示ください。

倒壊の危険性がないもの…例) 道路面からの高さが80cm以下



倒壊の危険性への対策を行う…例) 追加の控え壁を設置する等



4) 補助の対象者

危険ブロック塀等の所有者又は共有者となります。

※補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物である場合は、申請の際に他の共有者の同意が必要となります。

5) 補助金の交付額

次のア～ウに掲げる金額のうち、最も低い金額

- ア : 補助対象経費（補助事業に要する額）の2/3
- イ : 撤去する危険ブロック塀等の延長×14,000円/m × 2/3
- ウ : 200,000円（上限額）

※1,000円未満の端数は切捨てとなりますので注意願います。

【 補助金の計算例 1 】

長さ10mのブロック塀等の撤去工事の場合

- ア : 150,000円（見積金額）×2/3=100,000円
- イ : 10m（延長）×14,000円/m ×2/3=93,000円
- ウ : 200,000円（上限額）

⇒補助金額は、イの93,000円となります。



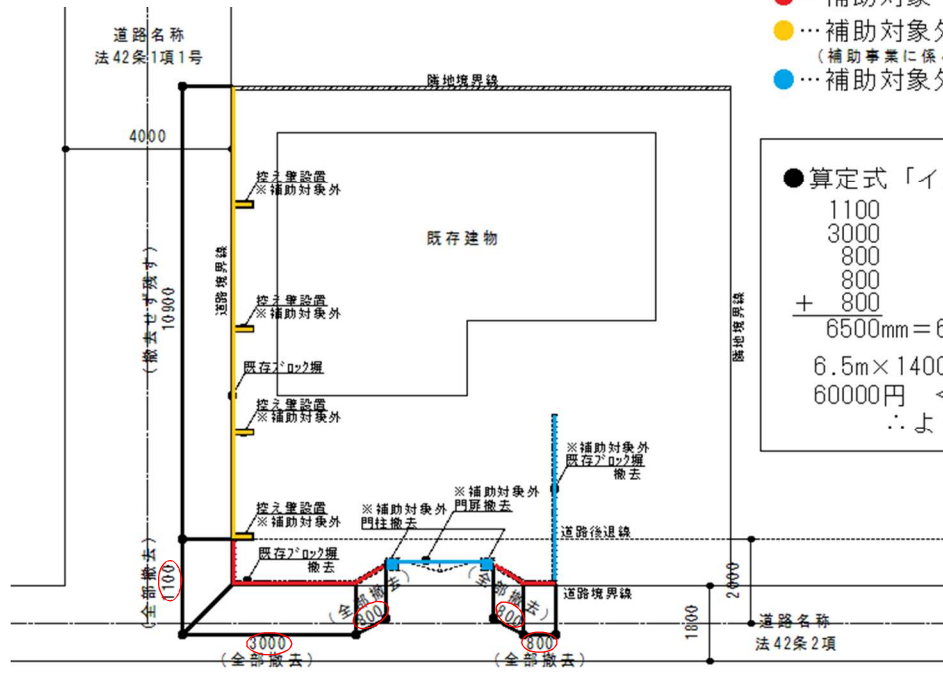
【 補助金の計算例 2 】

長さ25mのブロック塀等の撤去工事の場合

- ア : 340,000円（見積金額）×2/3=226,000円
- イ : 25m（延長）×14,000円/m ×2/3=233,000円
- ウ : 200,000円（上限額）

⇒補助金額は、ウの200,000円となります。

【 参考事例 】



- …補助対象
- …補助対象外
(補助事業に係る工事に含まれる)
- …補助対象外

●算定式「イ」で計算

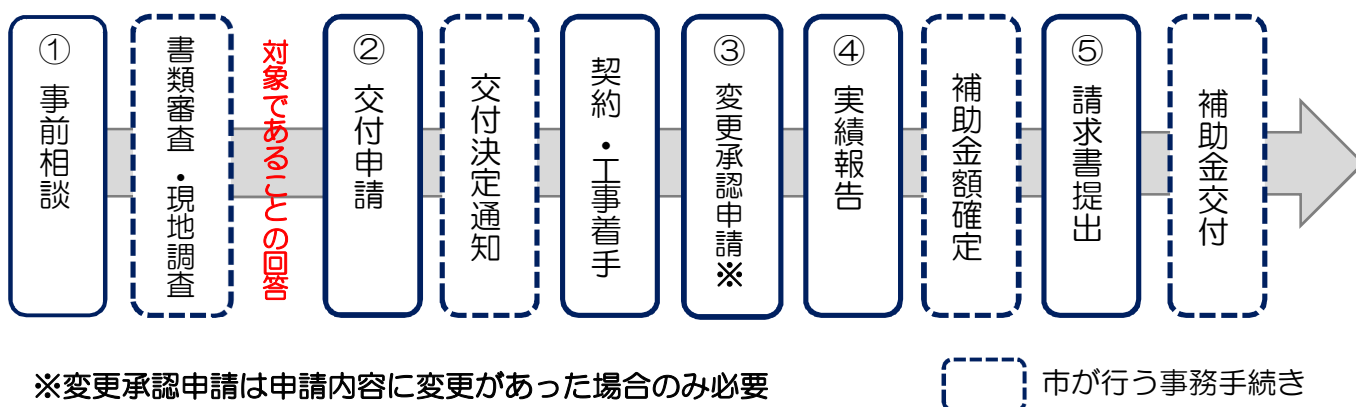
1100
3000
800
800
800
+
800

6500mm=6.5m

6.5m × 14000円 × 2/3 = 60000円
 60000円 < 最大210000円
 ∴ よって補助額60000円

2 申請の流れ

①～⑤は申請者が市へ書類を提出します。



①事前相談

補助金の交付申請を行う場合は、申請の前に必ず事前相談を行ってください。

【事前相談依頼書】を提出いただくと、水戸市の職員が現地に伺い、撤去工事を行おうとするブロック塀等の現地確認や、面している道路の調査を行い、補助の対象となるブロック塀等（危険ブロック塀等）に該当するかどうかを判定します。

②交付申請

事前相談で補助対象になる回答を受けた方は【危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）】に必要書類を添付のうえ提出してください。

補助事業に係る施工業者との契約の締結、工事の着手は通知を受け取ってからとなります。

③変更承認申請 ※申請内容に変更があった場合のみ必要

交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに【危険ブロック塀等撤去補助金変更承認申請書（様式第3号）】に必要書類を添付のうえ提出してください。

④実績報告

交付決定の通知を受けた方は、撤去工事完了後、【危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第5号）】に必要書類を添付のうえ提出してください。

⑤請求書提出

交付確定の通知を受けた方は、【危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第7号）】を提出してください。

3 申請書等の添付書類について

①事前相談

- ア 事前相談依頼書

②交付申請

- ア 危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第 1 号）
- イ 付近見取り図
- ウ 補助事業の内容が分かる書類
- エ 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し
- オ 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書（様式は任意）
- カ 危険ブロック塀等の存する土地の登記事項証明書
- キ 市長が必要と認める書類
- ク 相手方登録申請書

③変更等承認申請書

- ア 危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）
- イ 市長が必要と認める書類

※上記以外にも、必要に応じて他の書類の添付をお願いする場合があります。

④実績報告書

- ア 危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第 5 号）
- イ 補助事業に係る契約書の写し
- ウ 補助事業に係る領収書等の写し
- エ 撤去工事中及び撤去工事完了後の危険ブロック塀等の写真
- オ 市長が必要と認める書類

⑤請求書

- ア 危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第 7 号）

4 相談・申請書類チェックリスト

	✓欄	必要書類	備考欄
① 事前 相談	<input type="checkbox"/>	事前相談依頼書	添付書類なし
② 交付 申請	<input type="checkbox"/>	危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書 (様式第1号)	下記①～⑦を添付
	<input type="checkbox"/>	① 付近見取り図	相談地の場所を明示
	<input type="checkbox"/>	② 補助事業の内容が分かる書類	計画図面等
	<input type="checkbox"/>	③ 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の 写し	対象部分と対象外部 分の項目が分けられ たもの
	<input type="checkbox"/>	④ 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である 場合にあつては、当該申請に関する他の共有者の 同意書(様式は任意)	任意様式
	<input type="checkbox"/>	⑤ 危険ブロック塀等の存する土地の登記事項証 明書	水戸地方法務局発行 の地紋紙(3か月以 内発行)
	<input type="checkbox"/>	⑥ 市長が必要と認める書類	必要に応じて 相談
③ 変更等 承認 申請書	<input type="checkbox"/>	危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書 (様式第3号)	
	<input type="checkbox"/>	市長が必要と認める書類	変更内容が確認でき る資料
④ 実績 報告書	<input type="checkbox"/>	危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書 (様式第5号)	下記①～④添付
	<input type="checkbox"/>	① 補助事業に係る契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	② 補助事業に係る領収書等の写し	
	<input type="checkbox"/>	③ 撤去工事中及び撤去工事完了後の危険ブロッ ク塀等の写真	
	<input type="checkbox"/>	④ 市長が必要と認める書類	必要に応じて相談
⑤ 請求書	<input type="checkbox"/>	危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書(様式第 7号)	相手方登録時の口座 を記入

5 申請書等記入例

1) 事前相談依頼書

(参考様式)

水戸市長 様

申請日を記入

令和〇年4月1日

法人の場合は、
代表者の氏名を記入

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

水戸市中央一丁目4番1号
〇〇 〇〇
029-〇〇〇-〇〇〇〇

水戸市危険ブロック塀等撤去補助金事前相談依頼書

押印不要

必要に応じて住居
表示記入

危険ブロック塀等の所在地	水戸市 中央1丁目4番1号	
撤去の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 部分撤去	
危険ブロック塀等の概要	構造	<input type="checkbox"/> 組積造（石造，れんが造等） <input checked="" type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造
	道路面からの高さ	1.65 m
	延長	20.02 m (撤去を行う対象危険部分の延長 20.02 m)
回答連絡先	住 所 水戸市中央一丁目4番1号 氏 名 〇〇 〇〇 電 話 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (事前相談の回答はこちらにご連絡しますので、日中つながる番号を記入してください。)	
工事着手予定日	令和〇年△月〇〇日	
備考		

相談依頼時点の工事予定日を記入

注意 補助金の交付の対象となる撤去工事を実施する場合は、別途補助金の交付申請手続きが必要となります。

2) 交付申請書

様式第1号 (第7条関係)

(オモテ面)

令和〇年5月10日

水戸市長 様

法人の場合は、 代表者の氏名を記入	住所又は所在地	水戸市中央一丁目4番1号	押印不要
	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	代表者の氏名		
	連絡先	029-□□□-□□□□	

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書

危険ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので、水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

1 危険ブロック塀等及び補助事業の概要

危険ブロック塀等の所在地	水戸市 中央一丁目4番5号		土地の登記事項証明書の 地名地番を記入
撤去の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去		補助対象部分で残す塀等がある場合は「一部撤去」を選択
危険ブロック塀等の概要	構造	<input type="checkbox"/> 組積造 (石造, れんが造等) <input checked="" type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造	
	道路面からの高さ	・危険ブロック塀等の全長 → 1.65 m ・そのうち撤去する部分の延長 → 20.02 m	図面と整合
	延長	(撤去を行う対象危険部分の延長) → 20.02 m	
補助事業を施工する者	住所又は所在地: 水戸市〇〇町△△△△番□号 氏名又は名称: (株)〇〇建設 建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号: (大臣)第 〇△□〇 号		施工業者の所在地及び建設業の許可の有無に注意
補助事業の予定期間	令和〇年5月20日から 令和〇年5月30日まで		
補助事業に要する費用の総額	危険ブロック塀等を撤去する費用のほか、		200,000 円
補助事業に要する費用のうち対象危険部分の撤去に要する費用	控え壁の追加設置等の別途費用を含めた総額を記入 (税込み)		200,000 円
交付申請額			100,000 円

※…見積書と整合するため、事前に市にご相談ください

補助算定額を計算のうえ記入

危険ブロック等を撤去するために係る費用を記入 (税込み)

(ウラ面)

2 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 補助事業の内容が分かる書類
- (3) 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し
- (4) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書
- (5) 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類



※(1)～(6)について

- (1) 付近見取り図
…申請地が確認できる地図等
- (2) 補助事業の内容が分かる書類
…配置図，平面図等
- (3) 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し
…補助額を算定するうえで必要。
- (4) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書
…任意様式。危険ブロック塀等の所有者が複数いる場合に必要。所有者が単独の場合は提出不要。
- (5) 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書
…水戸地方法務局にて取得
(法務局取得3か月以内，地紋紙の原紙で提出)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
…申請内容が(1)～(5)の提出書類で確認できない場合、別途提出を求める場合があります。
例1) 土地の登記事項証明書で危険ブロック塀の所有者が確認できない場合、建物の登記事項証明書等を提出
例2) 工事種別が「一部撤去」の場合、残るブロック塀等の安全性について確認できる書類を提出 等

3) 変更等承認申請書

様式第3号 (第9条関係)

令和〇年5月20日

水戸市長 様

法人の場合は、
代表者の氏名を記入

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

水戸市中央一丁目4番1号
〇〇 〇〇
029-□□□-□□□□

押印不要

申請直後に交付された「決定通知書」
の日付、番号を記入

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書

令和〇年5月17日付け建指第〇〇号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金について、下記のとおり変更等をしたので、水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

例) 事業内容の変更

ブロック塀の撤去を全部撤去から一部撤去に変更した

2 変更等の理由

例) 道路と敷地と高低差があり、敷地内の土が道路へ流出するのを防ぐため

事業の変更内容に応じて、添付資料が必要な場合があります

- ・ 計画変更後の見積書 等
- ・ 計画変更後の内容がわかる図面 等
- ・ ブロック塀の一部が撤去せず残る場合について、倒壊の危険性がない計画であることが確認できる資料 等
- ・ 現地写真 等

4) 実績報告書

様式第5号 (第10条関係)

令和〇年6月15日

水戸市長 様

申請直後に交付された「決定通知書」
の日付、番号を記入

(変更承認を受けた場合は変更承認
通知書の交付年月日・番号を記入)

法人の場合は、
代表者の氏名を記入

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

水戸市中央一丁目4番1号
〇〇 〇〇
029-□□□-□□□□

押印不要

危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書

令和〇年5月25日付け建指第□□号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金に係る補助事業が完了したので、水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1	交付決定額	金	100,000	円
---	-------	---	---------	---

申請直後に交付された「決定通知書」で
決定した交付額を記入
(変更承認を受け交付額が変更となる
場合は、その額を記入)

2	実績額	金	200,000	円
---	-----	---	---------	---

危険ブロック等を撤去するために要した費用
(控え壁等の補強費用は含まない)を記入
(税込み)

3 添付書類

- (1) 補助事業に係る契約書の写し
- (2) 補助事業に係る領収書等の写し
- (3) 撤去作業中及び補助事業完了後の危険ブロック塀等の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

5) 交付請求書

様式第7号 (第12条関係)

令和〇年6月17日

水戸市長 様

実績報告後に交付された「確定通知書」の日付、番号を記入

法人の場合は、
代表者の氏名を記入

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

水戸市中央一丁目4番1号
〇〇 〇〇
029-□□□-□□□□

押印不要

危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書

令和〇年6月16日付け建指第□□号で確定通知のあった危険ブロック塀等撤去補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 100,000 円

2 補助金の振込先

金融機関名	〇〇銀行	支店名	水戸支店
預金種目	普通・当座		
口座番号	10000-100		
フリガナ	□□ □□		
口座名義人	〇〇 〇〇		

申請時に提出した「相手方登録」と同じ内容を記入してください
登録していない口座には入金できません

6 添付書類等 参考例

1) 見積書 参考例

申請者名と一致
(連名でも可)

御見積書

作成日 令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

株式会社××× 水戸営業所

〒310-000×

水戸市××町××××

建築場所 水戸市中央一丁目4番5号

工事名称 危険ブロック塀撤去等工事

本社、支店、営業所は水戸市内か
建設業、解体工事業の許可を有するか

摘要	数量	単価	金額	備考
【補助対象部分】危険ブロック塀撤去工事				
1 撤去費	15 m	***	***	補助算定には補助対象部分(税込)のみが該当するため、補助対象部分と補助対象外部分と項目を分けると交付申請書記入時スムーズです
2 処分費	1 式	***	***	
3 運搬費	1 式	***	***	
4 諸経費	1 式	***	***	
小計	1 式		****	
【補助対象外部分】控え壁設置工事				
5 コンクリート基礎工事	4 箇所	***	***	
6 ブロック積	4 箇所	***	***	
7 運搬費	1 式	***	***	
8 諸経費	1 式	***	***	
小計	1 式		****	
【補助対象外部分】新設ブロック、フェンス工事				
9 基礎工事	15 m	***	***	
10 ブロック積3段工事	15 m	***	***	
11 フェンス工事	15 m	***	***	
12 運搬費	1 式	***	***	
13 諸経費	1 式	***	***	
小計			****	
合計(税抜)			*****	
消費税(10%)			*****	
合計(税込)			*****	

2) 共有の場合の同意書 参考例

交付申請時に添付が必要です

共有物であるブロック塀の撤去についての同意書

危険ブロック塀等の所在地

私は、水戸市 _____ に存する塀を撤去するため、 _____ が、水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請を行うことに同意いたします。

申請者名

何の共有者であるか（土地、建物）確認
できるよう記入願います

令和 年 月 日

(〇〇共有者)

住所

氏名

印

住所、氏名について

登記事項証明書等の共有であることが
確認できる書類と表記が一致する
ように記入願います（旧漢字、地名地
番・住居表示等 注意）

住所

氏名

印

住所

氏名

印

●R3.6.17

参考様式、様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号…申請者の押印欄 削除。



(問い合わせ先)

水戸市役所 都市計画部 建築指導課 審査第二係

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

TEL:(代表)029-224-1111 (内線)3461、3462